

令和7年8月1日

組合員・ご利用者 各位

西東京農業協同組合
代表理事組合長 松永 重徳

不祥事件発生のお詫びとご報告

このたび、誠に遺憾ながら、令和7年6月25日、当組合におきまして共済契約にかかる不祥事件が発生いたしました。

組合員および利用者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 不祥事件の概要

当組合の職員が共済の契約にあたり、農協法において義務付けられている情報提供および意向把握・確認を共済契約者との間で行うことなく、契約者の親族と手続きを行い、契約を締結していたことが発覚いたしました。

2. 関係機関への報告

監督官庁および関係機関への報告を行いました。

3. 処分について

内部規則に準拠し、関係者の処分を行います。

4. 今後の対応について

役職員一同、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、内部管理体制の一層の強化とコンプライアンス意識の更なる向上に取り組んでまいります。類似案件調査を進めるとともに再発防止策の策定と確実な実践に取り組み、一日も早い信頼回復に全力を尽くす所存です。

以 上

「本件に関するお問い合わせ先」

西東京農業協同組合

総務部 リスク管理課

電話 0428-22-2176

※土日祝日を除く 09:00～17:00